

生活関連施設整備項目調書（建築物）

施設の名称	
施設の所在地	

1 出入口		適合状況	摘要
直接地上に通ずる 1以上の出入口の 構造	イ 出入口の幅	内のり90cm以上（構造上やむを得ない場合80cm以上）	
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能な構造	
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置	
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない	
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ	
駐車場へ通ずる1 以上の出入口の構 造	イ 出入口の幅	内のり90cm以上（構造上やむを得ない場合80cm以上）	
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能な構造	
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置	
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない	
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ	
不特定かつ多数の 者が利用する各室 の1以上の出入口 の構造	イ 出入口の幅	内のり80cm以上	
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能	
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置	
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない	
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ	
2 廊下等		適合状況	摘要
イ 床面	滑りにくい仕上げ		
ロ 段の構造	3に定める階段の構造に準じた構造		
ハ 建物出入口及 び駐車場に通 ずる出入口か ら建物内出入 口に至る経路 における1以 上の廊下等 の構造	(1)幅	内のり140cm以上 (車いすが転回できる場所を設ける場合120cm以上)	
	(2)高低差の 処理	高低差がある場合の水の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	
	(3)水平の確保	1に定める出入口の部分	
		4に定めるエレベーターの昇降路の出入口に接する部分 車いす使用者用特殊構造昇降機の出入口に接する部分	
(4)突出物	壁面の突出物を設けない		
ニ 視覚障害者誘導用ブロック等	建物出入口から受付又は案内板等までの廊下への視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置等の設置		
ホ 傾斜路及びそ の踊場の構造	(1)幅	内のり140cm（段を併設する場合は90cm）以上	
	(2)勾配	1/12（高低差16cm以下の場合1/8）を超えない	
	(3)踊場	高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置	
	(4)手すり	手すりの設置	
	(5)転落防止	両側に転落防止の措置	
	(6)床面	滑りにくい仕上げ	
	(7)傾斜路の 識別	傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの	
	(8)視覚障害者 誘導用ブロ ックの敷設	傾斜路の上下端に近接する廊下等の部分 踊場部分	

3 階段（自動車車庫、共同住宅等、事務所、工場はイ～二の基準のみ適用）		適合状況	摘要
イ 手すり	両側に手すりの設置		
ロ 回り段の禁止	主たる階段には回り段を設けない		
ハ 踏面	滑りにくい仕上げ		
ニ 段の識別	段を識別しやすく、つまずきにくい構造		
ホ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する廊下等の部分 踊場部分		
4 エレベーター		適合状況	摘要
イ 設置	用途面積 2,000㎡以上の施設に設置		
ロ エレベーターの構造	かごの構造	(1)床面積1.83㎡以上	
		(2)奥行きは内のり135cm以上	
		(3)平面形状は車いすの転回に支障がないもの	
		(4)かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	
		(5)かご内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	
		(6)かご及び昇降路の出入口の幅は内のり80cm以上	
	制御装置	(7)車いす使用者が利用しやすい位置に設置	
		(8)視覚障害者が円滑に操作できる構造 ((7)の制御装置は除く)	
	乗降口ビー	(9)幅及び奥行きは内のり150cm以上	
		(10)音声案内装置の設置	
5 便所		適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数の者の利用に供する1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便房の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房の設置 用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便房の設置	
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上	
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	
	(4)段の禁止	床に段を設けない	
	(5)床面	滑りにくい仕上げ	
	(6)標示	便所及び便房の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示	
ロ 一般用便所	腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女の区分がある場合はそれぞれ1以上）設置		
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置		
ニ 用途面積2,000㎡以上の施設における1以上の便所の構造(興行施設、遊戯施設、自動車車庫、学校等、共同住宅等、事務所、工場を除く)	(1)乳幼児いす等	乳幼児いす等乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設置	
	(2)乳幼児ベッド等	乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えできる設備を1以上設置（おむつ替えのできる設備が他に設置される場合は除く）	
	(3)案内標示	便房及び便所の出入口に(1),(2)の設備が設置されている旨の表示	

6 駐車場(機械式駐車場を除く)			適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数が利用する駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積500㎡以上）を設ける場合、次の構造の車いす使用者駐車場を1以上設置	(1)設置位置	1に定める出入口からの距離ができるだけ短い位置		
	(2)雪の配慮	積雪・落雪・路面凍結等に配慮し、安全に利用できる場所に設置		
	(3)幅	350cm以上		
	(4)標示	車いす使用者用である旨を見やすく表示		
	(5)案内標示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示		
ロ 駐車場内通路の構造	7に定める敷地内通路のイから二に定める構造			
7 敷地内の通路			適合状況	摘要
イ 路面	滑りにくい仕上げ			
ロ 段の構造	3に定める階段のイから二の構造に準じた構造			
ハ 排水溝	つえ及び車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたの設置			
二 建物出入口から道又は車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路の構造	(1)幅員	140cm以上		
	(2)高低差の処理	へに定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置		
	(3)水平の確保	1に定める出入口に接する部分 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分		
ホ 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設(自動車車庫、共同住宅等、事務所、工場を除く)における直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内通路のうちそれぞれ1以上の敷地内通路の構造	(1)視覚障害者の誘導	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置の設置（常時勤務者が誘導できる場合などは可）		
	(2)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	車路に接する部分		
		車路を横断する部分		
		段の上端に近接する部分		
		段の踊場部分		
		傾斜路の上端に近接する部分		
傾斜路の踊場部分				
ヘ 傾斜路及びその踊場の構造	(1)幅員	有効幅員140cm以上（段を併設する場合90cm以上）		
	(2)勾配	1/20（高さ16cm以下の場合は1/8、75cm以下の場合は1/12）を超えないこと		
	(3)踊場	高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置		
	(4)手すり	手すりの設置		
	(5)転落防止	両側に転落防止の措置		
	(6)床面	滑りにくい仕上げ		
	(7)傾斜路の識別	傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの		
8 観覧席及び客席（対象：興行施設、集会施設、運動施設）			適合状況	摘要
イ 設置	固定式の観覧席又は客席を設ける場合、車いす使用者が利用できる部分を1以上設置			
ロ 位置	1に定める出入口から円滑に到達可能で観覧しやすい位置に設置			

生活関連施設整備項目調査（建築物）

9 客室			適合状況	摘要
用途面積が2,000㎡以上の宿泊施設における1以上の客室の構造	イ 車いす使用者への配慮	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保 手すりその他の設備を適切に配置		
	ロ 便所	5に定める便所のイの構造に準じたもの		
	ハ 浴室、脱衣室の構造	10に定める浴室等のイからホの構造に準じたもの(浴室等が他に設置される場合は除く)		
	ニ 視覚障害者等への配慮	視覚障害者、聴覚障害者に音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置の設置		
10 浴室及びシャワー室（脱衣室及び更衣室を含む）			適合状況	摘要
医療施設、宿泊施設、福祉施設、運動施設、公衆浴場における1以上の浴室等の構造（男女の区分がある場合それぞれ1以上）	イ 車いす使用者への配慮	車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保		
	ロ 床面	滑りにくい仕上げ		
	ハ 段の禁止	床、出入口には車いす使用者が支障となる段を設けない		
	ニ 手すり、腰掛け	手すり、腰掛を適切に配置		
	ホ 水栓器具	高齢者、障害者等が円滑に操作できる水洗器具を1以上設置		
	ヘ 非常通報装置	高齢者、障害者等が円滑に操作できる非常通報装置の設置		
11 授乳及びおむつ替えの場所			適合状況	摘要
用途面積が2,000㎡以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設、官公庁の庁舎に授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設置				
12 案内板等			適合状況	摘要
イ 案内板等の構造	(1)表示方法	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいもの（大きく分かりやすい文字、記号、図など）		
	(2)視覚障害者への配慮	点字等を用いて視覚障害者が見やすいもの		
ロ 5に定める便所を設置した場合のその位置を示す案内板等の設置				

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

- 備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。
- ・整備基準に適合している場合 ……………
 - ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合…………
 - ・整備基準に適合していない場合 …………… x
 - ・整備基準が該当しない場合 …………… /
- 2 印の欄には、記載しないでください。
- 3 「適合状況」の欄に、又はxを記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。